

(記載例 A ・ 給与所得者用)

収受印

徴 収 猶 予 申

B市長 殿

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

申請年月日：申請書を提出する日を記入ください。なお、法施行日から2か月後、又は、納期限のいずれか遅い日までには申請が必要です。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)

申請者	住所所在地	A県B市XXX		申請年月日	令和 2年 5月 20日	
	電話番号	XXX (XXXX)XXXX	携帯電話	()		
納付又は納入すべき税	氏 名 称	〇〇 太郎			※職員記入欄	通信日付印
						申請書番号
						処理年月日
納付又は納入すべき税	年度	税 目	納期限	税 額	本税以外 (延滞金等)	納付書番号等
	2	固定資産税	2・6・1	30,000		XXXXXXXX
納付又は納入すべき税	2	市県民税	2・6・30	45,000		YYYYYYYY
	納期限の翌日から 3・6・1 まで 12月間					
納期限の翌日から 3・6・30 まで 12月間						
納付又は納入すべき税：証紙徴収の方法で納めるものを除き全ての税目が対象です。徴収猶予を申請するときに、猶予を受けようとするものを記載ください。また、年度及び税目やいずれかの欄に、併せて期別を記載していただいても構いません。						
納期限：それぞれの納期限を記入ください。なお、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するものが対象です。						
新型コロナウイルス感染症等の影響 ☐ イベント等の自粛で収入が減少 ☐ 外出自粛要請で収入が減少 ☐ その他の理由で収入が減少						

2 猶予額等計算 (売上などから収入を計算し、収入減少率を算出します。職員が聞き取りをしながら記載します。)

(1) 収入の

令和2年

項目	令和 2年 (当年)			前年	2月	3月	4月	収入減少率
	2月	3月	4月					
給与	165,000	160,000	140,000	230,000	230,000	230,000	230,000	1 - (④ ÷ ⑦) 1 - (⑤ ÷ ⑧) のうち最大のものを記載
小計	165,000	160,000	140,000	230,000	230,000	230,000	230,000	39 %
生活費	145,000	145,000	145,000	145,000	145,000	145,000	145,000	
小計	145,000	145,000	145,000					支出平均額 ⑨ + ⑩ + ⑪ ÷ 記入月数 145,000 円

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入返済を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が

※職員記入欄

税理士による代理申請の場合に記載してください。

明細、預金通帳等) ☐ 聴取

税理士
署名押印

印

電話番号

税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫×6(6か月分))	870,000 円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	50,000 円
-------------------------	-----------	---	---------------------------	----------

当面の支出見込額(⑬) : 「(1) 収入の減少の状況等」において、
計算した支出平均額(⑫)を6か月分としたものと、今後6か月間
に予定されている臨時支出等の額を合計したものを記載してくださ
い。

当面の支出 見込額(⑬)	920,000 円
-----------------	-----------

が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) ☐ 聴取

	金額		金額		金額
現金	10,000 円	預貯金	50,000 円	現金・預貯金の 合計(⑭)	60,000 円

(4) 納付可能金額

猶予額 : 「(2) 当面の運転資金等の状況等」、「(3) 現金・預貯金残高」、
「(4) 納付可能金額」について記載し、計算した納付可能金額(⑮)を、
納付・納入すべき税(①+②)から差し引いたものを記載してください。

⑭ (現金・預貯金残高)	60,000 円	⑮ (納付可能金額)	0 円
			(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②)納付・納入すべき税	(⑮)納付可能金額	猶予額
75,000 円	0 円	75,000 円

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

☒ この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。

※ 例: 収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を
受ける場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

チェックボックスはあくまで他の猶予制度の希望欄であり、当然にこれ
だけで他の猶予制度が適用されるわけではありませんので、ご留意くだ
さい。

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておお
むね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減
少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の
減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額について
は、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、 ご協力をお願いします。

- ・ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。
- ・ 今後(2か月程度)に、国税や社会保険料などの納税の猶予申請をされる場合には、この申請書
の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。

(記載例 B ・ 給与所得者用)

収受印

徴 収 猶 予 申

B市長 殿

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

申請年月日：申請書を提出する日を記入ください。なお、法施行日から2か月後、又は、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)

申請者	住所所在地	A県B市XXX		申請年月日	令和 2年 5月 20日	
	電話番号 XXX (XXXX)XXXX 携帯電話 ()					
納付又は納入すべき税	氏 名 称	〇〇 太郎			※職員記入欄	通信日付印
					申請書番号	
					処理年月日	
納付又は納入すべき税	年度	税 目	納期限	税 額	本税以外(延滞金等)	納付書番号等
	2	固定資産税	2・6・1	30,000		XXXXXXXX
納付又は納入すべき税	2	市県民税	2・6・30	15,000		YYYYYYYY
納期又は納入すべき税：証紙徴収の方法で納めるものを除き全ての税目が対象です。徴収猶予を申請するときに、猶予を受けようとするものを記載ください。また、年度及び税目やいずれかの欄に、併せて期別を記載していただいても構いません。						
納期限：それぞれの納期限を記入ください。なお、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するものが対象です。						
新型コロナウイルス感染症等の影響 ☐ イベント等の自粛で収入が減少 ☐ 外出自粛要請で収入が減少 ☐ その他の理由で収入が減少						

2 猶予 (注)

(1) 収入の

令和2年

収入	項目	令和2年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	収入減少率 1-(③÷⑥) 1-(④÷⑦) 1-(⑤÷⑧) のうち最大のものを記載
	給与	165,000	160,000	140,000	230,000	230,000	230,000		
支出	小計	(3) 165,000	(4) 160,000	(5) 140,000	(6) 230,000	(7) 230,000	(8) 230,000		
	生活費	132,000	132,000	132,000	132,000	132,000	132,000		
支出	教育費	10,000	10,000	10,000					
	医療費			10,000					
支出	小計	(9) 142,000	(10) 142,000	(11) 152,000	132,000	132,000	142,000	145,333 円	

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

※職員記入欄 ☐

税理士による代理申請の場合に記載してください。

預金通帳等) ☐ 聴取

税理士
署名押印

印

電話番号

税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫×6(6か月分))	871,998 円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	50,000 円
-------------------------	-----------	---	---------------------------	----------

当面の支出見込額(⑬)：「(1) 収入の減少の状況等」において、計算した支出平均額(⑫)を6か月分としたものと、今後6か月間に予定されている臨時支出等の額を合計したものを記載してください。

当面の支出 見込額(⑬)	921,998 円
-----------------	-----------

(4) 納付可能金額(⑭) (現金・預貯金) 困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) ☐ 聴取

	金額		金額		金額
現金	10,000 円	預貯金	50,000 円	現金・預貯金の 合計(⑭)	60,000 円

(4) 納付可能金額(⑭) (現金・預貯金)	猶予額：「(2) 当面の運転資金等の状況等」、「(3) 現金・預貯金残高」、「(4) 納付可能金額」について記載し、計算した納付可能金額(⑮)を、納付・納入すべき税(①+②)から差し引いたものを記載してください。	0 円
------------------------	--	-----

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②)納付・納入すべき税	75,000 円	-	(⑮)納付可能金額	0 円	=	猶予額	75,000 円
----------------	----------	---	-----------	-----	---	-----	----------

3 その他の猶予申請（他の猶予の申請を併せて希望する場合）

☒ この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。
※ 例：収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けたい場合は、職員から他の猶予制度についてご案内します。

チェックボックスはあくまで他の猶予制度の希望欄であり、当然にこれだけで他の猶予制度が適用されるわけではありませんので、ご注意ください。

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業を営んでいる方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

- ・ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。
- ・ 今後(2か月程度)に、国税や社会保険料などの納税の猶予申請をされる場合には、この申請書

B市